

臨床研究利益相反自己申告書の審査の流れ

厚生労働科学研究費補助金等・日本医療研究開発機構 (AMED) 研究費に係る申告用

※厚生労働科学研究費補助金等は交付申請までに、日本医療研究開発機構 (AMED) 研究費は契約締結までに利益相反自己申告書を提出する必要があります。

研究代表者及び研究分担者 (AMEDは研究参加者を含む)

<厚労科研等>

- ・本学研究代表者は学内の研究分担者分を取りまとめ、研究代表者所属部局事務へ提出
- ・学外研究代表者の本学研究分担者は、所属部局事務へ提出

<AMED>

- ・本学研究代表者は学内の研究分担者及び研究参加者*分を取りまとめ、研究代表者所属部局事務へ提出
- ・学外研究代表者の本学研究分担者及び研究参加者*は、所属部局事務へ提出

*研究参加者は本学と雇用関係のある者に限る

各部局事務

(申請・契約等の部局担当)

本部事務

(臨床研究利益相反マネジメント委員会担当事務)
研究推進部研究支援課

事前確認

臨床研究利益相反マネジメント委員会
事前確認担当委員

(委員会規程第3条1項の委員)

・モニタリング対象は、
委員会審査省略
(本部事務で管理)

利益相反審査が不要

利益相反審査が必要

利益相反審査

臨床研究利益相反
マネジメント委員会

本部事務

(臨床研究利益相反マネジメント委員会担当事務)
研究推進部研究支援課

審査結果通知
(意見書, 改善勧
告, モニタリング
の実施等)

各部局事務

(申請・契約等の部局担当)

研究代表者及び研究分担者、
研究参加者